

## 沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱

### (目的)

**第1条** 就労環境が厳しいひとり親家庭の親に対し、その就労環境の改善（現就労先における勤務条件の向上又は勤務条件の向上を図るための転職若しくは就職（以下「就職等」という。）をいう。以下同じ。）に役立ち、かつ、今後、本県において、成長が期待出来る産業等が求める技能を習得するための講座や研修等を実施するとともに、技能習得時における一時預かり等の子育て支援を行うことでひとり親家庭の生活環境に即した就労支援の在り方を構築し、もって、ひとり親家庭の親の就労環境の改善及び生活基盤の安定を図ることを目的として、ひとり親家庭技能習得支援事業（以下「本事業」という。）を実施するものとする。

### (事業の種類及び実施)

**第2条** 本事業は、別表1に掲げる事業毎に、同表に規定する団体等に委託して実施するものとする。

2 本事業の受託を希望する事業者は、別に定めるところにより、企画提案書を知事に提出するものとする。

3 知事は、前項の規定に基づく企画提案書が提出された場合は、実施計画書の内容を審査するため、別に定めるところにより選定委員会を開催し、本事業の受託事業者（以下「受託事業者」という。）を決定するものとする。

### (事業内容)

**第3条** 受託事業者は、別表2に掲げる事業を実施するものとする。

### (支援対象者)

**第4条** 本事業の支援対象者は、次の要件をすべて満たすひとり親家庭の父又は母とする。

(1) 県内に住所を有すること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 配偶者と死別した者で現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と

同様の事情にある場合を含む。以下同じ。) をしていないもの

イ 離婚した者で現に婚姻をしていないもの

ウ 配偶者の生死が明らかでない者(警察に行方不明の捜索願を提出している場合に限る。)

エ 婚姻によらないで父又は母となった者で現に婚姻をしていないもの

(3) 18歳未満の児童を養育していること。

(4) 児童扶養手当を受給している又は同等の所得水準であること。

(5) 原則、現在就労中(パート、アルバイト、非正規職員等を含む。) であること。

(6) 本事業の支援期間内に自立に向けた具体的な目標及び意欲等があること。

#### (申請手続)

**第5条** 本事業の支援希望者は、ひとり親家庭技能習得支援事業支援申込書(様式第1号)

(以下「支援申込書」という。) に次に掲げる書類を添付し、本事業の受託事業者に提出するものとする。

(1) 支援希望者に係る世帯全員の住民票の写し

(2) 支援希望者に係る児童扶養手当証書の写し又は同等の所得水準であることを証する資料

2 受託事業者は、前項の規定に基づき支援申込書が提出された場合は、書類選考及び面談等を行うものとする。

#### (支援の決定)

**第6条** 受託事業者は、前条第2項の書類選考及び面談等を行った後、知事と協議のうえ、支援対象者(以下「受講者」という。) を決定するものとする。

2 受託事業者は、前条に基づき、受講者を決定(不承認)した場合は、当該支援希望者にひとり親家庭技能習得支援事業受講者決定(不承認)通知書(様式第2号)を送付するものとし、また、ひとり親家庭技能習得支援事業受講者支援概要書(様式第3号)を知事に提出するものとする。

#### (支援の終了)

**第7条** 本事業の受講者が次のいずれかに該当する場合は、支援を終了するものとする。

- (1) 受講期間が終了したとき。
  - (2) 受講者から支援終了の申し出があったとき。
  - (3) 受講者が第4条第1項第2号の要件に該当しなくなったとき。
  - (4) 受託事業者において、受講者が本事業の支援を受ける必要性がないと判断したとき。
- 2 受託事業者は、前項の規定に基づき支援を終了した場合は、受講者にひとり親家庭技能習得支援事業支援終了通知書（様式第4号）を送付するものとし、また、当該支援が終了した受講者に係る支援終了報告書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

#### （報告）

**第8条** 受託事業者は、毎月、支援月報（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

#### （経理区分及び関係書類の保管）

**第9条** 受託事業者は、本事業に関する経理については、受託事業者の通常事業に係る経理とは別に区分し、管理するものとする。

- 2 受託事業者は、本事業に関する経費の収入及び支出についてその経過を明らかにした帳簿を作成し、当該帳簿及び関係書類を事業完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

#### （事業の中止）

**第10条** 受託事業者は、やむを得ない事情により、本事業を中止する場合は、事業中止承認申請書（様式第7号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があった場合は、その内容等を精査し、やむを得ないと判断したときは、中止承認通知書（様式第8号）を送付するものとする。

#### （実績報告）

**第11条** 受託事業者は、本事業が完了したとき（前条の規定に基づき本事業の中止の承認を受けた場合を含む。）は、その日から起算して15日以内又は本事業の契約締結日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い時期までに実績報告書（様式第9号）を知事に提出しなければならない。

**(額の確定)**

**第12条** 知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合においては、実績報告書の確認及び必要に応じて行う現地調査等により、本事業の目的及び内容が相当と認めるときは、委託契約の額を確定し、通知書（様式第10号）を送付するものとする。

**(雑則)**

**第13条** この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成25年5月30日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成29年2月17日から施行する。

別表 1

事業名	委託する団体等
技能習得支援事業	沖縄県内で技能習得の支援に実績があり、かつ、これら技能を活用した就業支援に実績がある民間事業者、団体等

別表 2

事業名	事業内容
技能習得支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>(1) 周知及び広報</li><li>(2) 支援対象者の募集及び選定</li><li>(3) 技能習得講座、現場研修（OJT）及び就職研修</li><li>(4) 就労環境の改善等の就業支援</li><li>(5) 技能習得時における子育てサポート</li><li>(6) その他本事業の実施に関し必要な事項</li></ul>

様式第1号（第5条関係）

平成 年 月 日

ひとり親家庭技能習得支援事業委託事業者 殿

住 所  
氏 名 印  
連絡先

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業支援申込書

沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり、支援申込書を提出します。

記

区分	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	性別	職業又は 就学状況等	備考
支援希望者			昭和 年 月 日 平成			
子ども			平成 年 月 日			
			平成 年 月 日			
技能習得講座名						
支援を希望する理由						
本事業の成果で求める就労環境の改善内容	<input type="checkbox"/> 現就労先における勤務条件の向上 <input type="checkbox"/> 勤務条件の向上を図るための転職又は就職					

[添付書類]

- 支援希望者に係る世帯全員の住民票の写し
- 児童扶養手当証書の写し又は同等の水準であることを証する資料

様式第2号（第6条関係）

平成 年 月 日

支援希望者 殿

ひとり親家庭技能習得支援事業  
受託事業者

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業受講者決定（不承認）通知書

平成 年 月 日付けで支援申込書の提出がありましたみだしことについて、下記のとおり、決定（不承認）となりましたので通知します。

記

申請結果	決定 / 不承認（不承認の場合は理由を記載）
------	------------------------

（決定内容）

区分	ふりがな 氏 名	続柄	生年月日	性別	職業又は 就学状況等	備考
支援希望者			昭和 平成 年 月 日			
子ども			平成 年 月 日			
			平成 年 月 日			
技能習得講座名						

様式第3号（第6条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

ひとり親家庭技能習得支援事業  
受託事業者

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業受講者支援概要書の提出について

みだしのことについて、平成 年 月 日に決定したひとり親家庭技能習得支援事業受講者に係る支援概要書について、沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 受講者決定通知書の写し 別添のとおり
- 2 支援概要書 別紙のとおり

様式第4号（第7条関係）

平成 年 月 日

受講者 殿

ひとり親家庭技能習得支援事業  
受託事業者

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業支援終了通知書

平成 年 月 日付けで受講を決定したひとり親家庭技能習得支援事業については、下記のとおり、支援が終了となりましたので通知します。

記

技能習得講座名	
支援終了理由	沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱第7条 号に基づき、支援を終了する。

様式第5号（第7条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

ひとり親家庭技能習得支援事業  
受託事業者

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業支援終了報告書の提出について

みだしのことについて、平成 年 月 日付けで決定した受講者については、下記のとおり支援が終了しましたので、沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱第7条第2項の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 支援終了通知書の写し 別添のとおり
- 2 支援報告書 別紙のとおり

様式第6号（第8条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

ひとり親家庭技能習得支援事業  
受託事業者

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業支援月報（ 月分）の提出について

みだしのことについて、沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱第8条の規定に基づき、  
下記のとおり提出します。

記

- |           |         |
|-----------|---------|
| 1 支援状況報告書 | 別紙1のとおり |
| 2 委託料執行状況 | 別紙2のとおり |

様式第7号（第10条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

ひとり親家庭技能習得支援事業  
受託事業者

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業中止承認申請書

平成 年 月 日付けで締結したみだしの委託事業について、下記のとおり中止したいので、沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱第10条の規定に基づき、提出します。

記

委託事業名	
中止を予定する日	
中止の理由	
中止後の対応	

(注) 中止の理由が分かる関係資料を添付すること。

様式第8号（第10条関係）

第 号  
平成 年 月 日

ひとり親家庭技能習得支援事業委託事業者 殿

沖縄県知事

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業中止承認通知書

平成 年 月 日付けで提出のありました平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業に係る中止の承認申請については、下記のとおり承認したので通知する。

記

委託事業名	
承認理由	

様式第9号（第11条関係）

平成 年 月 日

沖縄県知事 殿

ひとり親家庭技能習得支援事業  
受託事業者

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業実績報告書

平成 年 月 日付けで締結したみだしの委託事業が完了しましたので、沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱第11条の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 委託事業名
- 2 委託料の執行状況
  - (1) 委託金額 円
  - (2) 支出金額 円
- 3 関係書類
  - (1) 平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業実績報告書
  - (2) 平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業委託料執行状況
  - (3) その他参考となる資料

様式第 10 号（第 12 条関係）

第 号  
平成 年 月 日

ひとり親家庭技能習得支援事業委託事業者 殿

沖縄県知事

平成 年度ひとり親家庭技能習得支援事業  
委託料の確定について

平成 年 月 日付けで締結したみだしの委託事業については、平成 年 月 日  
付け実績報告書に基づき事業内容及び執行状況等を確認した結果、委託料の額を  
円と確定しましたので、沖縄県ひとり親家庭技能習得支援事業実施要綱第 12 条の規定に基づき通知  
します。